

## 芹が谷やまゆり園における身体拘束取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、芹が谷やまゆり園において、利用者の人権を尊重するとともに、利用者に対する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない質の高い支援の実現を目指し、真にやむを得ず身体拘束を行う場合の手続を定める身体拘束に頼らない支援を目指すこととする。

### (定義)

第2条 この要領における身体拘束とは、利用者の意思に反し、次の方法を用いて行動を制限することをいう。

- (1) 自分の意思で動くことのできないよう車いすやベッド等にベルト等で固定する。
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を着ける。
- (3) 脱衣やオムツはずし等を制限するために、拘束衣（つなぎ服）を着せる。
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- (5) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- (6) その他、前項以外の器具等を用いるほか支援者により行動を著しく制限すること。

### (園の対応方針)

第3条 芹が谷やまゆり園の対応方針は、次のとおりとする。

- (1) 支援の工夫等により身体拘束以外の方法を検討し、身体拘束ゼロに向けて支援の向上に努めることで、利用者が自由で豊かな暮らしの実現を追求する。
- (2) 園内で行われている身体拘束については、常時その状況を把握するとともに、身体拘束廃止検討会議（以下、「廃止検討会議」という。）においてその必要性を検討し、身体拘束がゼロになるように努める。

### (虐待防止委員会その園内の組織に関する事項)

第4条 法人は、虐待防止及び身体拘束等の適正化を目的として虐待防止委員会を設置する。

- 2 虐待防止委員会は、年1回以上定期的に開催し次のことを検討・協議する。
  - (1) 虐待の未然防止のために就業規則及び虐待防止関係の規程を確認し、必要に応じて見直す
  - (2) 発生した虐待や身体拘束を検証し、虐待の再発防止策の検討及び身体拘束の適切な手続き・方法で行われているかを確認する
  - (3) 各事業所の年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の実施状況を確認する
- 3 虐待防止委員会には、園より虐待防止責任者、虐待防止マネージャーが参加する。

### (身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

第5条 施設の年間研修計画に沿って虐待防止、身体拘束、権利擁護、メンタルヘルス等に関する研修を実施、参加する。

- (1) 新規採用者については、入職時に研修を実施する
- (2) 管理者・他の職員については、年1回以上研修を実施する

(身体拘束を行う場合の三要件)

第6条 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次のいずれにも該当する場合のみとする。

- (1) 切迫性：利用者本人又は他者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- (2) 非代替性：身体拘束をする以外に代替する方法がない場合
- (3) 一時性：身体拘束が一時的である場合

(身体拘束を行う場合の事前計画等の手続)

第7条 身体拘束を行う場合は、次の手続きを行わなければならない。

- (1) 身体拘束を行う場合には、「[事前計画] 身体拘束の実施計画について」（様式1）（以下、「身体拘束実施計画」という。）及び「身体拘束に関する意見書」（様式2）を作成する。ただし、様式2の作成は短期入所の場合を除くものとする。
  - (2) 前号で作成する身体拘束実施計画については、直近の廃止検討会議に諮るとともに、その内容をふまえて作成する「身体拘束に関する説明及び承諾書」（様式3）を添付して管理者決裁を受ける。
  - (3) 「身体拘束に関する説明及び承諾書」（様式3）は、本人及び家族又は後見人と面談にて説明することを原則とし、同意を得て承諾及び署名を求める。
- 2 「身体拘束実施計画」に記載する身体拘束実施期間は、6ヶ月を超えてはならない。ただし、真に継続が必要な場合には、廃止検討会議において「身体拘束状況について」（様式5）（以下、「身体拘束実施状況」という。）により報告し、継続することができる。
- 3 第1項に規定する手続きは、第2条各号に規定する身体拘束を新たに実施する毎に行うものとする。
- 4 本人の状況の変化や支援の改善等により身体拘束が不要となった場合には、速やかに身体拘束を廃止する。身体拘束の廃止に当たっては、廃止の理由、身体拘束に替わる方法及び留意点について、本人及び家族又は後見人等へ説明を行い、直近の廃止検討会議で検討し「身体拘束実施状況」に終了の旨を記載し、管理者決裁を受ける。
- 5 身体拘束を実施する際は個別支援計画の「身体拘束の廃止に向けた取組」に記載する。

(緊急に身体拘束を行う必要が生じた場合等の手続)

第8条 「身体拘束実施計画」を作成していない利用者に緊急に身体拘束を行う必要が生じた場合、あるいは「身体拘束実施計画」と異なる内容で緊急に身体拘束を行う必要が生じた場合は、次の手順により行わなければならない。ただし、事前に臨時で廃止検討会議又はこれに準ずる会議を開催できる場合は、第5条に基づくものとする。

- (1) やむを得ず身体拘束を実施する際には、切迫性が許される限り利用者に語り掛け、身体拘束を実施する。また、身体拘束を実施している間は、利用者が冷静さを取り戻せるような語りかけを務めるものとする。

- (2) 切迫性・非代替性・一時性の三要件を満たしているか確認し、身体拘束の理由、方法、時間及び実施期間等が必要最小限で適正であるかどうか、さらには経過観察の方法等について、実施の際に同席する職員で協議を行い、その結果を「身体拘束緊急実施状況について」（様式4）（以下、「身体拘束緊急実施状況」という。）に取りまとめる。
- (3) 協議結果は、施設長・副施設長・課長・リーダーに速やかに報告する。
- (4) 家族又は後見人に対しても速やかに連絡して承諾を得る。連絡がとれない場合は、実施後速やかに連絡し説明及び承諾を得るものとする。
- (5) 身体拘束実施後、原則として翌日までに速やかに臨時に廃止検討会議を開催し、「身体拘束緊急実施状況」の内容について報告を行う。継続して身体拘束が必要となる場合、第5条第1項の手続きを行う。
- (5) 「身体拘束緊急実施状況」に基づく実施予定期間の終了時あるいは終了前に、本人の状況の変化や支援の改善等により身体拘束が不要となった場合、速やかに身体拘束を廃止する。身体拘束の廃止に当たっては、廃止の理由、身体拘束に替わる方法及び留意点について、本人及び家族又は後見人等へ説明を行い、臨時の廃止検討会議で検討し「身体拘束実施状況」に終了の旨を記載し、管理者決裁を受ける。

（記録）

第9条 身体拘束を行った場合の記録については、次のとおり行う。

- (1) 身体拘束を行った場合は、「身体拘束実施の記録」（様式6）又は（様式7）にその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況緊急やむを得なかった理由、その他必要な事項をケース記録等に詳細に記録する。また、記録については、一月毎に主任会議に報告すると共に廃止検討会議後は管理者まで報告する。
- (2) 記録は5年間保存する。

（報告）

第10条 身体拘束の開始又は更新から6ヶ月以内に、実施状況を「身体拘束実施状況」により廃止検討会議で報告するとともに、モニタリング及び個別支援計画作成等の際に管理者まで報告しなければならない。

（利用者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針）

第11条 当該方針は、事業所内に掲示等を行い、利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。